

旅 費 規 程

1. 旅費は自宅から目的地までの路程で支給する。
2. 日当は事務の合理化の観点から一律500円とする。ただし、組合規約第20条第1項に定める役員の日当は、全組合員を対象にした事業を除き1,500円を加算する。
3. 自家用車使用の場合は、陸路1km（片道）につき30円で計算し往復分を支給する。同乗の場合は、日当のみ支給する。
この場合、市町村間の距離は「岐阜県管内キロ程表」に定めるものとする。
4. 公共交通機関利用の場合は、運賃の外、特急料金等（指定席は除く）を支給する。ただし目的地が県内の場合は、事務の合理化の観点から自家用車使用の場合と同額の旅費を支給する。
5. 専門部会の旅費は、この旅費規程に準ずる。
6. 支部・分会活動の旅費は、支部・分会で定めるものとする。
7. その他として、以下のことを定めるものとする。
 - ・研修会等の旅費支給については、本部主催のもの（研修福利厚生大会・秋季研修会等）は旅費を支給し、その他の研修会や福利厚生行事について旅費を支給しないこととする。
 - ・組合規約第20条第1項・選挙管理規則第3条第1項・役員推薦規程第3条第1項に定める役員が、職務遂行に必要な会議等に出席するため有料道路を利用した場合は、その料金について実費を支給する。
 - ・組合規約第20条第1項に定める役員（ただし会計監査委員は除く）が自身の所属する支部以外での支部大会、支部研修会等に参加する場合は、本部が旅費等を支給する。
 - ・組合規約第20条第1項に定める役員が自身の所属する支部での支部大会、教育事務所および校長会懇談等に参加する場合は、原則として所属支部の旅費等で対応する。
 - ・本部主催の会議にリモートで参加した場合は、日当を支給する。

付 則

1. この規程は、平成14年4月1日より実施する。
1. この規程は、平成22年4月1日より実施する。
1. この規程は、平成26年4月1日より実施する。
1. この規程は、平成28年4月1日より実施する。
1. この規程は、平成29年4月1日より実施する。
1. この規程は、令和3年4月1日より実施する。
1. この規程は、令和4年4月1日より実施する。
1. この規定は、令和5年4月1日より実施する。